

「遠慮なく助けてもらえる日のために、元気なうちに活動を」～NPO法人チョイお手伝い

約60年前、高度経済成長期に開発が進んだ和歌山市南東部の西山東地区に位置する「菖蒲が丘団地」。現在この団地では、約650世帯1300名が暮らしています。この地区の住民の悩みに寄り添いたいと、「NPO法人チョイお手伝い」（中谷道雄理事長）の立ち上げに携わった川上清彦さん（77歳）にお話を聞きました。



川上さん

すすむ高齢化
菖蒲が丘団地は、和歌山市中心部のベッドタウンとして、団塊の世代が多く移り住み、開発当時は活気にあふれていました。しかし年月が経過した現在、全国のベッドタウンと同様に、地域住民が一齐に高齢化するという課題に直面しています。菖蒲が丘団地でも高齢化率は約40%となり、ひとり暮らしの高齢者が増加していま



高齢化が進む菖蒲が丘団地

す。そんな住民相互の助け合いをすすめるために川上さんたちは「チョイお手伝い」というNPO法人を立ち上げました。

民生委員や自治会の活動を通して
川上さんたちは、10年以上民生・児童委員として、地域の高齢者や子どもを見守ってきました。

活動のなかで年々高齢者世帯が増えるとともに「ちよっと手伝ってほしい」という相談が増えてきたといいます。そのうち、植木の手入れをしたり、近所で暮らす一人暮らしのお年寄りを病院まで車で送ってあげたりするようになりまし

し、次第に「手伝ってほしい」という人が増え始め、個人や友人たちだけではお願ひに応えることが困難になってきました。

今この地域では、ますます少子高齢化が進む見通し。そして行政の支援だけでは、住民の生活が成り立たなくなってくる可能性が高いことも考えられます。

困った時は**お互い様をモットーに**活動を開始すると高齢者が直面する様々な困りごとが寄せられました。例えば、蛍光灯の取り換え、草刈り、庭木の剪定、家具の移動、郵便書類の仕分け等です。

この困りごとに対しては、地域の元々な高齢者ももっているため、平日には活動できません。そこで、地域で暮らす元気な高齢者が活躍することになりました。



地域の飲食店も事業に協力してくれています

「困った時はお互い様」をモットーに元々な高齢者が、自分ができることで助けあっています。高齢者の困りごと相談のほかにも、子ども食堂「ふれあい昼食」の運営も、地域の元々な高齢者にお互い様の気持ちで、「チョイお手伝い」ができるような関係性を築けるよう、今日も地域の困りごとを解決しています。（U・Y）

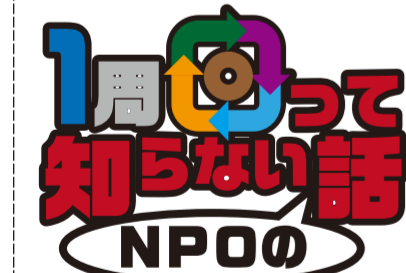


地区にある空き家を無償で借り受け「地域の居場所」として利用できないかも検討しているそう。



次回の「わかつく」は

「NPO 法人ってどれくらいあるの?」について多いご質問は「NPO 法人ってどんな活動をしているの?」。活動は多種多様ですが、統計からどんなことがみえるのでしょうか。次回わかつく 251号は12月18日付の予定です。



第17回 NPO 法人と税金

NPO 法人を設立しようという方から、NPO 法人になると税金を支払う必要がないのでしょうか?というご質問をよくいただきます。確かに NPO 法人は「公益法人」の一種であることから、税金については一定の優遇もあります。かかるとも税金もあります。

★ ★ ★
わたしたち住民が住民登録をしますと、住民税（県民税・市区町村民税）を支払う義務が発生します。法人も、法人登記をしますと原則として法人住民税（県民税・市区町村民税）を支払う義務が発生します。少なくとも法人住民税の「均等割」は課税対象になります。

しかし、公益法人の一種である NPO 法人は「法人税法」という法律に定められている要件を満たす事業をおこなう場合には法人税がかかり、この場合

は法人住民税も課税となります。法人税法の要件を満たす事業をおこなわない場合は法人税が非課税になり、原則として法人住民税も非課税になります。

★ ★ ★
法人税法の要件は、(1) 法人税法で定める 34 の業種の事業を、(2) 事業場を設けて、(3) 継続的におこなうことの 3 つ。これですべて満たす場合は法人税が課税されることになります。

- 法人税法で定められている 34 業種は、
- ①物品販売業 ②不動産販売業
 - ③金銭貸付業 ④物品貸付業
 - ⑤不動産貸付業 ⑥製造業
 - ⑦通信業 ⑧運送業
 - ⑨倉庫業 ⑩請負業
 - ⑪印刷業 ⑫出版業
 - ⑬写真業 ⑭席貸業
 - ⑮旅館業 ⑯料理店業その他の飲食店業
 - ⑰周旋業 ⑱代理業
 - ⑲仲立業 ⑳問屋業
 - ㉑鉱業 ㉒土石採取業
 - ㉓浴場業 ㉔理容業
 - ㉕美容業 ㉖興行業

- ㉗遊技事業 ㉘遊覧事業
 - ㉙医療保険業 ㉚技芸教授業
 - ㉛駐車場業 ㉜信用保証業
 - ㉝無体財産権の提供等を行う事業
 - ㉞労働者派遣業
- ・・・です。

NPO 法人が定款に掲げて実施する、非営利で公益的な活動であったとしても、法人税法で定められている要件を満たす事業をおこなう場合は、他の法人と比較して不公平にならないよう、法人税が課税されることになっています。

NPO 法人の活動はこの 34 業種のなかでは、①、⑩、⑭、⑲、⑳などにあてはまる可能性が高いといわれています。

ただ、34 業種のなかに取り上げられていても、法令や通達のなかに具体的に列挙されている内訳に当てはまらない場合は法人課税の対象から外れたり、その職務に従事する方の一定割合が高齢者等であれば非課税になったり、といったような例外が多数あります。

★ ★ ★
また条件を満たせば、消費税の課税事業者になり

ます。消費税は商品やサービスの取引の対価に課税されますが、法人税の課税対象でなくても消費税の課税対象になることがありうるので注意が必要です。

税法には、数多くの規定や通達があるため、詳細は、税務署もしくは税理士等の専門家にお尋ねになることをおすすめします。

★ ★ ★
公益法人の一種である NPO 法人に寄附をした場合、それは税金の優遇になるのかどうか、というお問い合わせもよくいただきます。

結論から申し上げますと、通常、NPO 法人への寄附は税金の優遇は適用されません。法人の場合で資本金の額等によって定められている「交際費等の損金算入限度額」の範囲内で寄附をする場合は損金で処理できますが、それ以外の場合は寄附に対する優遇はありません。

一方、所轄庁が認定した「認定 NPO 法人」「特例認定 NPO 法人」に寄附した場合は、個人の場合は確定申告により所得税・住民税の還付対象になります。法人の場合は「交際費等の損金算入限度額」が拡大されることで、寄附金を損金として処理しやすくなります。